

議 会 の し お り

■ 市議会とは ■

市議会は、市民から選出された22人の議員で構成される市の意思決定機関です。

年に4回（3月・6月・9月・12月）開催される『定例会』と必要に応じて開催される『臨時会』とがあります。

総務市民、文教福祉、建設環境の3つの常任委員会を設け、行政項目別に調査・審査を行っています。また、常任委員会とは別に、必要に応じて特別委員会を設け、それぞれ特定の案件について専門的に審査を行っています。

■ 議会の動きを知るために ■ 『 傍聴 』

本会議は、所定の受付票に住所、氏名を記入するだけで傍聴することができます。また、委員会は、所定の受付票に住所、氏名を記入の上、委員長の許可により傍聴することができます。

ただし、傍聴席には限りがありますので、傍聴をお断りすることもあります。

■ 市政に要望があるときは ■ 『 請願・陳情 』

請願・陳情は、市民の皆さんの意思・要望を議会に直接伝える方法です。

【 請願 】

請願書には、邦文（日本語）を用いて、件名、請願の要旨、提出の理由、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人または団体の場合にはその名称及び代表者の氏名）等を記載し、請願者が押印してください。

請願書には1名以上の市議会議員の紹介（署名・押印）が必要です。

受付は随時行いますが、当該定例会に提出する場合は、原則として開会日の2日前までに行われる議会運営委員会の前々日（閉庁日は除く）の正午までに提出してください。提出部数は1部で、できるだけ事務局へご持参ください。

受付された請願は、所管の常任委員会へ付託され、審査されます。その結果、採択された請願は、関係機関などに送付し、実現を要請します。また、審査結果は請願者へ文書で通知されます。

【 陳情 】

記載方法及び記載内容は請願書と同様ですが、市議会議員の紹介（署名・押印）は必要ありません。

受付は随時行いますが、当該定例会に提出する場合は、原則として開会日の2日前までに行われる議会運営委員会の前々日（閉庁日は除く）の正午までに提出してください。提出部数は1部で、できるだけ事務局へご持参ください。

受付された陳情は、全議員に配付されます。また、委員会に送付すべきものは、所管の委員会に送付され、審査されます。ただし、審査結果は陳情者に対して通知されません。



次ページの記載例もご覧ください。

